

「一般意見の聴取反映方法について(案)」(第20回委員会資料1-3)への委員からの意見

NO	頁	行数	該当箇所の内容	意見	委員名
1	表題		河川管理者に対する河川整備計画策定時における一般意見の聴取反映方法について(案)	出張のためしばらく委員会事項から遠ざかっていましたため、意見等の回答ができませんでしたこととお詫びいたしますとともに、委員各位のご努力に深く敬意を表しております。これまでの議論内容を十分には把握しておりませんため、以下では、少しいれ外れな意見になるかも知れませんが、予めお断わりさせていただきます。(但し、骨子を変えるものではなく、部分修正で対処する意見です。) 提言では、そのp.4-20で、[詳細については別冊「住民意見の聴取・反映に関する提言」で述べる。]となっていますので、もし、これに対応する文書と言うことであれば、表題は提言どおりにすべきと思われ、今回の文書内容を副題とする例えば、次のような表題が考えられます。 「住民意見の聴取・反映に関する提言 - 河川整備計画策定時における河川管理者に対する一般意見の聴取反映方法を中心に -」 ここで「中心に」としてしていますのは、計画策定時に限定することなく、後述のように、可能な範囲で計画策定後のありようについても少し触れておく必要があるのではないかと考えますためです。即ち、「提言」では計画策定時ばかりでなく、計画に基づく事業推進時及びその後にしても一般意見の反映方法について強く言及されており、そのこと自体、委員会規約第2条にありますように、委員会の目的とするところでもあり、大変重要な「提言」部分であると思われることによります。	畑
2	1	11	作成しようとする場合において「必要があると認めるときは、公聴会の開催等、関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。」と規定している。	左の「河川法第16条の2」の条文中の「必要があると認める・・・」のは、常識的には河川管理がその判断をすることになっていると受け取れるが、第三者判断によるべきで、第三者としての水系流域委員会が設置されている以上、具体的には水系流域委員会の判断によるべきであろう。 同時に、公聴会・説明会の類や意見収集も水系流域委員会が全て実施する方がよく、その経費負担は管理者が負い、収集した意見や質問を委員会の意見を添付して管理者に渡すことをルール化してはどうか。管理者が、説明会・公聴会を実施すると、河川工事の目的に沿う「治水・利水」に関する説明に終始し、「生物多様性維持」・「関係住民への影響」等の点検はおざなりのコメントになり勝ちで、「一方的説明」・「形式的聴聞会」に陥り易いと考えられるから。	倉田
3	2	10	3.対話集会もしくは対話討論会(ワークショップ等)開催の必要性	3.対話集会もしくは対話討論会(ワークショップ等)開催(「必要性」を付けると、かえって意味が弱くなるため)	畑
4	2	18	対話集会もしくは対話討論会(ワークショップ等)の考え方	整備局側からの働きかけで開催するのが前提のようですが、地域の状況の変化に対して柔軟に見直しをするためには、住民側からの呼びかけに答える形で開催できる方法もあったらいいと思います。そういうこともできるのですか?	細川
5	2	19	説明資料(第1稿)および(内容シート第1稿)	説明資料第1稿および内容シート第1稿、1ページ最下段に見られる書き方に一定すべき。「」や()がバラバラである。	有馬
6	2	20	行われたであろう各種・・・	行われた各種・・・ 「であろう」は不要と考える。行われたに決まっている。〔34から35行も同様〕	有馬
7	2	22	わかりやすく改良した上で、	註や事例を加えるなど理解しやすくした上で、改良は文章にそぐわない。	有馬
8	2	34	(説明資料第1稿)を作成する・・・	説明資料第1稿を作成する・・・ ()を取る、理由は上記に同じ。	有馬
9	2	40	この議論の過程と結果をどのように整備計画に反映するのかについては、・・・(以下略)	部会でも時間をかけて議論された部分でありますので、以下のように小項目(3)を立てて、その重要性を強調しておくべきではないかと思われ。この場合、p.5の(3)は(4)になります。 (3)対話集会もしくは討論会の重要性 この議論の過程と結果をどのように整備計画に反映するのかについては、どこまで議論し、反映すれば「反映」したことになるのか、・・・(以下略)	畑
10	2	41	議論し、反映すれば「反映した」ことに・・・	議論し、どのように反映すれば「反映した」ことに・・・ 追加	有馬

NO	頁	行数	該当箇所の内容	意見	委員名
11	2	42	醸成することが大切である。	醸成すべきである。 この辺り、トーンダウンしているように思われる。	有馬
12	3	2	一定の「めやす」（判断基準）に基づいて判断し、・・・	一定の「めやす」（判断基準）[p.6 項目6参照]に基づいて判断し、・・・	畑
13	3	4	決めることが望ましい。	決めるべきである。（決めねばならない。） 上記同様、トーンダウンが気になる。	有馬
14	3	6	図1に河川整備計画策定に向けてのフロー案を示す。	「図1に河川整備計画策定に向けてのフロー案を示す。」の次に行を改め、次の内容の追加を希望します。 なお、整備計画の策定に関しては、単に計画のみでなく、事業実施後の効果や影響等が吟味される。特に、生態系に及ぼす影響、及び周辺景観に及ぼす影響等については、予測の難しい問題も多く、ワークショップ等においては、十分に関係意見を収集しておくことが重要である。また、工事担当者や計画担当者が必ずしも得意とする分野でないことを考慮し、工事实施中に問題点が明らかになった場合の対処方針についても予め検討しておき、経済的・時間的諸制約を考慮しつつも、これらの問題が発生した場合、整備局は柔軟に対処することが求められる。高い文化性と歴史的景観に優れた多くの地区を有する淀川流域において、取り返しのつかない景観破壊等を生じさせないためには、予め幅広い意見の収集と検討が求められているといえる。従って、計画策定後の住民意見の反映法に関しては、図1に準じた方法を基本としつつも、上記制約条件下で、その都度状況に対応した最良の方針をもって、問題解決の実を上げることが何よりも重要である。	畑
15	4	8 8)	n回実施（フロー図のステップ	集会のくりかえし 対話集会の結果をフィードバックし、複数回の集会を実施することで、住民と当局間の十分な対話を実現することが大切と考えます。	畚野
16	5	4	候補者として適切な要件	こんな人見つかるんでしょうか。人選の方法が知りたいです。	細川
17	6	3	(1)河川管理者は、「対話集会」、「対話討論会」で聴取した意見をどのように河川整備計画に反映すべきかを委員会に諮問することができる。	左の文末の「・・・諮問することができる。」のところを、「・・・に諮問または協議しなければならない。」とするべきだろう。水系委員会に義務付ける方が、無責任な対応をされなくて済み、委員会経費負担する以上は、責任ある対応を求めてもよいのではないか。	倉田
18	6	19	「めやす」	第1段階をクリアしたものが、第2、第3へ進めるのですか？第1段階で比べると劣っていても、第3段階では、優れているということは、あり得るのでは？その場合、第1段階が優先されるのですか？また、このめやすは、今後入れ変っていくことも予想されますが、どうやって見直しするのですか？	細川
19	8	5	関係住民	「よく言ってくださった」と思います。住民参加をうながすシステム（流域センターなり河川レンジャーなり）が常に機能していることが大切だと思います。	細川
20	9、11		サイレント・マジョリティについての考え方	流域委員会では、従来から「サイレント・マジョリティ」を（主観的かつ声高に？）唱える意見も散見されたが、今回の参考資料が、より冷静で分かりやすい内容だと思います。参考資料は削除することなく、必ず、提案本文とセットで取り扱いされるよう希望いたします。	畚野
21	全般		(本提案の重要性)	改正河川法における目玉といわれている第16条の2（第4項）に対応した今回の住民参加部会の提案、すなわち本案の作成努力を高く評価いたします。私は細かいことは申しません。この時宜に適切な提案を当局が真剣に検討し、可能な限り積極的に実現化の努力を尽くされるよう望むものであります。	畚野
22	該当頁なし		整備局（管理者）の取り組み方について	河川管理者は河川整備計画案を作成した場合、『提言』との照合点検を行ない、その矛盾点など（『提言』通りに行かない点など）を文書で水系委員会に必ず提出して、水系委員会判断も併せて関係住民への説明会・公聴会で披露する方が、合意形成・了諾取得に有効であろうと考える。	倉田